

人手不足対策のために

女性の活躍推進に取り組まいませんか？

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、「働き方」の見直しが急務となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

女性活躍推進法^(注)に基づき、女性活躍の目標となる「**一般事業主行動計画**」を策定し、自社の取組をアピールしてみませんか。

注：女性活躍推進法では、常時雇用する労働者（※）が300人以下の企業については、行動計画の策定、届出、情報公表等が努力義務となっています。

※パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

● 「一般事業主行動計画」取組の手順 ●

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ1で分析した課題に基づき、**目標を定め**、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、**行動計画**として**策定**し、労働者へ**周知**、外部に**公表**しましょう。

(例)

株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

2. 当社の課題

(1)技術職に女性の応募が少ない。

(2)女性の大半が事務職で総務部に配置され、配置先が偏っている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1:技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。

<取組内容>

・平成30年4月～

技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。

・平成30年5月～

女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催する。

目標2:これまで女性がいなかった現場事務所3カ所に、技術系の女性を各1人以上配置する。

<取組内容>

・平成30年7月～

現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握。

・平成31年1月～

配属予定者の選定と、研修カリキュラム検討。

・平成31年10月～

安全具の購入、現場研修を兼ねての仮配置。定期的にフォロー等を行う。

・平成32年4月～

本配置、定期的にフォロー・上司含めたヒアリング実施。

<ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

※新潟労働局雇用環境・均等室へ届け出てください。

➡数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検しましょう。

女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について**学生をはじめとした求職者**が簡単に閲覧できるように**公表**しましょう。

◆情報公表先は裏面の「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

女性活躍推進企業（えるぼし認定）を目指しましょう！

新潟県内えるぼし認定企業の状況



第3段階 5社



第2段階 3社

法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**認定マーク（愛称「えるぼし」）**を商品や広告、**名刺、求人票**などに使用することができ、女性の活躍を推進している企業であることをアピールすることができます。また、「公共調達における加点評価」と「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。

（平成29年12月末現在えるぼし認定企業8社：新潟労働局管内。認定企業詳細は労働局HPをご覧ください。）

「女性の活躍推進企業データベース」で公表して下さい！



女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。就活中の学生や求職者等に自社の取組をアピールしましょう！

- 業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができます。
- 自社の取組、状況を就活生や消費者、投資家にアピールできます。
- 法に基づく年1回のデータの更新を、掲載企業に対しメールでお知らせします。

スマートフォン版
QRコード



「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

「データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。」
 「掲載したことで取引先、顧客から良い評価をいただきイメージアップにつながった。」
 「データベースで全ての項目を公表したことで、企業としてMSCI日本株女性活躍指数(WIN)に採用された。」など。

計画の目標を達成したら

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご利用できます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

平成29年度

◎ **支給額**（各コース1企業1回限り）

	中小企業（※1）	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が15%以上(※2)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額。生産性要件については厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご参照ください。

※1 中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業

※2 大企業は産業別基準値以上の場合となります。

女性活躍推進法、えるぼし認定制度、両立支援等助成金の詳細については、以下のURLを参照してください。
 (厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(問い合わせ先) 新潟労働局雇用環境・均等室
 〒950-8625

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
 新潟美咲合同庁舎2号館4階

TEL:025-288-3511

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】